令和８年６月定例会　総務県民生活委員会の概要

日時　　令和８年６月２９日（月）　　開会　午前１０時
　　閉会　午後　１時２８分

場所　　第３委員会室

出席委員　柿沼貴志委員長
鈴木まさひろ副委員長
渡辺聡一郎委員、宮崎吾一委員、木下博信委員、藤井健志委員、齊藤邦明委員、
水村篤弘委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員、城下のり子委員

欠席委員　なし

説明者　［総務部関係］
三橋亨総務部長、若松孝治人財政策局長、宮下哲治税務局長、
木村暢宏契約局長、平岩亮司人事課長、都築哲也職員健康支援課長、
鈴木径子副参事兼職員健康支援課副課長、後藤安史文書課長、
水書潤学事課長、多胡一茂税務課長、金田剛個人県民税対策課長、
松金義徳管財課長、政近邦生管財課県庁舎再整備政策幹、
川崎賢一郎統計課長、橋口純子総務事務センター所長、池田真一行政監察幹、
松本和也入札課長、神藤徳宏入札審査課長、林大輔県営競技事務所長

新舩孝子秘書課長

片桐徹也人事委員会事務局長、
中野純子人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、林田泰明任用審査課長

榎本恒彦営繕課長

［県民生活部関係］
横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民共生局長、
高野正規県民スポーツ文化局長、佐藤和則参事兼防犯・交通安全課長、
渡邉和貴県民広聴課長、星野雄一広報課長、小宮裕二共助社会づくり課長、
鵜澤浩美人権・男女共同参画課長、堀達也人権・男女共同参画課共生推進幹、
竹澤幸一文化振興課長、水野義教国際課長、中澤幹雄青少年課長、
今井隆元スポーツ振興課長、
小暮亮治スポーツ振興課スポーツ施設整備推進幹、築地良和消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

１　議案

議案番号	件　　名	結　　果
第９１号	令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第１号）のうち県民生活部関係	原案可決
第９３号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第９４号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第９６号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）	承認
第９７号	工事請負契約の締結について（ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事）	原案可決
第９８号	工事請負契約の締結について（川口特別支援学校北棟新築工事）	原案可決
第１０１号	令和８年度埼玉県一般会計補正予算（第２号）のうち総務部関係	原案可決

２　請願

なし

所管事務調査（総務部関係）

私立学校における校外学習の内容と目的について

報告事項（県民生活部関係）

（１）指定管理者に係る令和７年度事業報告書及び令和８年度事業計画書について

（２）令和８年度における指定管理者の選定について

（３）スポーツ科学拠点施設整備運営事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

渡辺委員

まず、第９６号議案でありますけれども、こちらの専決処分についてでありますけれども、特に、軽油引取税の見直しや自動車関連税制の見直し、県財政の影響も大きいと思いますけれども、県の税収への影響額はどの程度かお伺いします。

また、減収分は国から補填されるのかも確認をさせていただきます。

それから、第９７号議案ですけども、ロボット開発イノベーションセンターの建築工事ですが、こちらは３回目でしょうか、落札かと思うのですが、初期の入札時と比べて入札条件をどう変えてきたか、その経緯をお伺いいたします。

それから、この第９７号議案でもう１点、総合評価方式で２者応札しておりますけれども、入札者が若干技術点低いようですけれども、価格だけでなく、どのような総合評価がなされて、選定につながったのかお伺いいたします。

それから、第９８号議案ですけれども、川口特別支援学校の件ですが、本工事は１者辞退となって実質１者応札となっていますけれども、競争性が十分確保をされたと考えているのか、お伺いいたします。

最後に、第１０１号議案の補正予算ですけれども、光熱費高騰分の３か月相当でありますけれども、この高騰分については、どういった基準で算定しているのかということをお伺いいたします。

税務課長

まず、今回の令和８年度税制改正におきまして、軽油引取税の当分の間税率廃止に伴う影響額でございますが、令和７年度当初予算との比較において、約２６１億円の減収を見込んでおります。自動車税環境性能割の廃止につきましては、約９９億円の減収となり、合計で約３６０億円の減収を見込んでいるところでございます。

これらの減収分につきまして、令和８年度は、国から地方特例交付金で全額補填されます。一方で、令和９年度以降の財源確保につきましては、国が具体的な方策を検討するとしておりますが、現時点で方向性が示されていない状況でございます。引き続き、国の動向を注視するとともに、恒久的な安定財源の確保に向けて、あらゆる機会を通じて国へ働き掛けてまいりたいと考えております。

営繕課長

まず１点目でございますが、ロボット開発イノベーションセンター、第９７号議案関係でございます。当初からどのような入札という経緯についてでございます。ロボット開発イノベーションセンターは、都合４回の入札を行いました。当初から入札条件を変更した点について御説明申し上げます。１回目の入札でございますが、総合評価方式については技術提案型でございました。入札参加形態においては、建設共同企業体、いわゆるＪＶとしておりました。２回目以降は、１回目の不調を踏まえまして、より入札参加しやすいよう、総合評価方式を評価項目選択型、通称簡易型に変更するとともに、ＪＶに加え単体企業も入札参加可能といたしました。

続きまして、技術提案のどのようなところが評価されたかということにつきましてでございます。ロボット開発イノベーションセンターは、ＷＴＯ対象案件の工事でございます。

地域優遇となる評価項目を適用することができないこととなっております。企業の技術能力を評価したものでございますが、具体的には、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを評価しておるところでございます。なお、今回の総合評価では、技術提案型ではなく類似工事の施工実績などを評価する評価項目選択型、通称簡易型を採用いたしました。落札した企業は、ＩＳＯ９００１の取得、労働災害防止対策の２項目について加点評価したところでございます。

続きまして、第９８号議案、川口特別支援学校北棟新築工事においての御質問でございますが、１者入札となったが、競争性の確保がされたのかということでございました。本工事発注では多くの企業に落札してもらえるよう、一般競争入札としております。また、公告に際しては、応札意欲のある企業であれば、適正な価格を積算できるよう、設計図書や内訳数量書、見積決定単価などを公表しているところでございます。これらにより、応札いただいた企業は、高い精度で積算できたものと考えております。結果として、１者入札となりましたが、競争性は確保されているものと考えているところでございます。

学事課長

高騰分をどういった基準で算定しているのかという御質問でございます。まず、プロパンガス代の上昇率につきましては、全庁的に統一で算出をしておりまして、具体的には、国の物価高騰対策開始前の６か月間と直近の６か月間を比較しまして算出をしております。それで、１４．２%という上昇率を用いております。この上昇率を基に、これまでの補正予算と同様に学校の種類ごとに光熱費の増加額を算定いたしまして、生徒１人当たりの補助単価を算出しております。

渡辺委員

２点、再質問させていただきます。

まず､第９６号議案ですけれども､専決処分の関係で令和８年度は交付金措置があって、令和９年度については、まだ国が検討中ということですけれども、地方税収の影響について、国との協議というのはどのように行われているのか。しっかり、こうした穴埋めというか、国で対応していただきたいのですが、その辺りをしっかり要望しているのか、お伺いいたします。

それからもう１点、第９７号議案ですけれども、ロボット開発イノベーションセンターで、入札の経緯を伺いましたけれども、当初の設計から見てコストの上昇はあったのか。それから、機能や仕様、そういった施設機能への影響がある見直しはあったのかということも確認させていただきます。

税務課長

財源確保に向けた国への要望等の御質問でございます。本県では、これまでも知事をはじめとして、３県による要望をはじめ、全国知事会においても、この軽油引取税、自動車税環境性能割の減収分について、しっかりと、令和９年度以降、恒久的な安定財源を確保するということで、要望を重ねてきております。引き続き、あらゆる機会を通じて国に対して働き掛けてまいりたいと考えております。

営繕課長

ロボット開発イノベーションセンターの設計内容の変更についての御質問でございます。１回目から３回目までにつきましては、最新の単価で入れ替えるなど、柔軟に対応してき

たところでございます。一方、４回目の入札においては、工事対象範囲を絞り込んで、本体棟のみを発注することといたしました。

水村委員

それでは、三つの議案についてお伺いをさせていただきたいと思います。

初めに、第９３号、県税条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。不動産取得税の減税特例から、土砂災害特別警戒区域などを適用対象外とする改正です。災害リスクの高い地域への居住を抑制し、県民の命を守る防災減災対策として評価できます。一方で、これから住宅を取得する人への周知徹底や、安全な地域への移住支援との連携が不可欠であると思います。県の認識と今後の対応について伺います。

次に、第９６号議案について伺います。今、減収についてはお話がありましたけども、エネルギー価格高騰に苦しむ県民や運送事業者にとっては大きな負担軽減となります。今回のこの件につきまして、具体的な経済効果についてはどのように試算をしておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、第９７号議案について伺います。今、資材価格が高騰し、また、労務費の上昇も続いている中で、今後、更なる物価変動に伴って、スライド条項の適用の可能性、あるいは、設計変更が生じて、追加予算が発生するのかどうか、見通しについて、現時点での県の想定を伺います。

同じところの２点目ですけども、今、資材不足、あるいは労働時間規制の強化、そして深刻な技術者不足によって、全国的に公共工事の遅延リスクが高まっています。本工事において、予定どおりの開所時期に向けた工程管理をどのように行っていくのか。そして、万が一、工期が延びた場合の県内産業や誘致企業への影響も含めて、御見解をお伺いいたします。

同じところの３点目、技術の進歩というのは日進月歩でありますけども、数年後には想定外の大型実験機器の導入や特殊な電力通信インフラが必要になる可能性もあると思います。今回の建築工事の設計段階において、床の耐荷重、電源容量、間取りの変更といった将来の可変性や拡張性がどのように設計に組み込まれているのか、具体的にお伺いをいたします。

税務課長

まず、不動産取得税の減額特例から、土砂災害特別警戒区域などが適用対象外となった改正について、今後、周知をどのようにやっていくかということと、連携の関係について、お答え申し上げたいと思います。今回、安心安全な住まいの実現の観点から、国の住生活基本計画の改定に向けた議論を踏まえまして、国土交通省から地方税法を所管する総務省に対して税制改正の要望がありました。災害リスクの高い地域に係る住宅税制の立地要件が見直されたところでございます。県税関係では、不動産取得税が対象となりますが、国の所得税における住宅ローン控除についても同様に適用範囲が見直されたところでございます。今後は、国や市町村、県の関係部局などとも連携を図りながら、新規に土地や住宅を取得される方や関係団体の皆様への広報を実施するなど、令和１１年４月１日の施行に向けて円滑に制度が導入できるように、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、第９６号議案の関係で、軽油引取税の当分の間税率の廃止と自動車税環境性能割の廃止に伴う具体的な経済効果についてお答え申し上げます。まず、軽油引取税の当分の間税率廃止に伴う効果といたしましては、物流コストの削減による家計負担の軽減

が期待されるところでございます。一方で、軽油につきましては、イラン情勢を踏まえまして、国において燃料価格を抑制するための緊急的激変緩和措置が実施されておりまして、具体的な経済効果を把握することは、現時点では困難な状況と考えております。

次に、自動車税環境性能割の廃止につきましては、自動車市場の活性化などの効果が期待されるところでございます。自動車販売店協会の調べによりますと、令和８年５月末時点の自動車登録台数は前年同期比で約５％増加しております。埼玉県については、８％の増となっております。ただし、これが自動車市場の活性化によるものなのか、あるいは環境性能割の廃止を見越した自動車登録の先延ばしによる影響なのかについては、今後の推移を見極めた上で判断していく必要があると考えております。

営繕課長

まず、１点目でございますが、物価変動に伴うスライド条項の適用の可能性や設計変更による今後の見通しについてという御質問でございました。イラン情勢による物価の高騰につきましては、我々も承知しているところでございます。これまでの物価上昇が続くようであれば、スライド条項や設計変更を行う可能性があると認識しております。なお、現時点で、ロボット開発イノベーションセンターの完成に必要な事業費につきましては確保しているものとして考えております。

２点目でございます。開所時に向けた工程管理をどのように確実に機能させていくか、万一、工事が延伸した場合の県内産業や誘致への影響についてでございます。委員御指摘のとおり、全国的に工事の遅延リスクが高まっていると認識しております。工事請負契約を締結した後、受注者から全体工事工程が提出されるところでございます。受注者が工程管理をするのが基本となっているところでございますが、県といたしましても、現場での定例会を通じて進捗状況を確認するなど、遅延が生じないような体制を整えてまいりたいと思っております。万が一、工期が遅延した場合の県内産業や企業誘致への影響でございますが、県では、施設整備に先立ち、ロボット開発企業をはじめ、ものづくり企業など、多様な主体が参加する埼玉県ロボティクスネットワークを立ち上げております。ロボット分野の開発動向などに関するセミナーのほか、ピッチイベント、技術マッチング支援など、ソフト面の取組を着実に積み重ねております。こうした取組を継続していくことで、県内産業、企業誘致への影響を最小限にとどめてまいりたいと思っております。

次に、今回の建築工事の段階において、床耐荷重、電源容量、間取りの変更といった将来の可変性や拡張性について、どう設計に組み込んだかという御質問でございます。委員御指摘のとおり、ロボット技術やデジタル技術、通信環境の変化は日進月歩であり、将来の可変性や拡張性を踏まえて設計しているところでございます。例えば、レンタルラボ、いわゆる研究室では、通常の２割増しの床の耐荷重としておるところでございます。また、電源容量におきましては、高圧電源を引き込む計画となっております。将来の電力負荷の増加に十分対応できるものとなっております。加えて、将来、各部屋の間取りの変更にフレキシブルに対応できるような設計としております。以上のように、将来の変更に柔軟に対応できるよう、可変性や拡張性に考慮した設計とさせていただいたところでございます。

城下委員

まず、第９３号なのですが、県税条例の一部を改正する条例の（２）なのですが、先ほども水村委員の質疑がございましたけれども、特別警戒区域内等の新築を抑制するということなのですが、実際に、現時点でどのくらいの戸数があるのかというのを把握されているのか。

それから、ここの部分だけ周知期間が令和１１年度ということで、なかなか周知も御苦労されるのかなというふうに思うのですが、課題としてどのようなことがあるのか、お示しいただきたいというふうに思います。

それから、第９６号、専決処分の承認を求めることについての（１）、（２）は分かりました。「（３）不動産取得税」の「ア　免税点を引き上げる」ということで、例として、土地の取得で１００，０００円を１６０，０００円にすると。課税標準額が一定の額に満たない場合の課税の基準額なのですが、これを１６０，０００円に引き上げることによる影響額はどのくらいかということをお伺いします。

それから、第１０１号になります。一般会計補正予算（第２号）なのですが、物価高騰に見合って、私立学校のプロパンガスを補助するということで、先ほどの質疑でも、全庁統一で算出して１４．２％になっているのですが､過去にも出てきていると思うのですが、今回の提案によると、額としては少し上がっているのかどうなのか。それぞれの単価についてもお示しいただければというふうに思います。

税務課長

まず、不動産取得税の土砂災害特別警戒区域等における減額特例の実績件数でございますけども、土砂災害特別警戒区域等のエリアの指定というのは非常に細かく、かつ、変動もあるため、これまでの実績件数を把握することは非常に困難ではございますけども、国が試算した税制改正の影響額を本県シェアで機械的に試算したところによりますと、４，０００万円程度が、おおむねの実績であると見込まれております。なお、不動産取得税の税収規模は各年度２００億円程度で推移しておりますので、全体に及ぼす影響としては軽微なものというふうに考えております。

続きまして、今後の周知の在り方で、どういった課題があるかというところでございますけども、土砂災害特別警戒区域等においても、現状、不動産取得税の減額の対象となっておりますので、まずは、新規に土地あるいは住宅を取得される方に、御自分が取得されたエリアが災害警戒区域に属するのかどうかという点を、周知を図っていく必要があります。そのためには、例えば、地すべり防止区域は国が指定しております。また、土砂災害特別警戒区域等においては県が指定しておりますので、関係機関と連携を図りながら、丁寧な広報に努めていく必要があると思います。なお、施行期日が令和１１年４月としておりますので、まだ、総務省の方から具体的な事務処理の指針が示されておりませんので、今後、その点について詳細が示されると思いますので、本県としてもしっかりと、住民の方が混乱しないように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、不動産取得税の免税点引上げによる影響でございますけども、過去５年間の実績を基に影響額を調べましたところ、年間で約２，１００万円の減収が見込まれるところでございます。なお、今回の免税点の引上げについては、物価高騰を背景に、土地の公示価格や家屋の建設工事費などの指標に対し、前回の見直しがあった昭和４８年からの増加率を参考に設定されたものと聞いております。

学事課長

今回の補正予算における補助単価でございますが、先ほど申し上げたプロパンガス代の上昇率、全庁統一で使用させていただいている上昇率が、今回も前回も同じ１４．２％となっておりますので、結果として、前回、令和７年度１２月補正予算と同額となっております。

蒲生委員

資料２－１、第９３号議案「埼玉県税条例の一部を改正する条例の概要」についてのところなのですが、この改正内容の「（２）不動産取得税」についての部分です。一つは、この不動産取得税の、住宅を新築する際、特例措置を設けることになっているのですが、この特例措置というのは、まず、どのようなものかお示しいただきたいと思います。

そして、今回の改正で、土砂災害特別警戒区域等について、この特例の適用を除外するということになっていると思うのですが、この除外することになるその背景、改正の背景について教えていただきたいと思います。

また、改正によって、それに伴う影響額、これはどれくらいになるのか、お示しいただきたいと思います。

税務課長

まず、不動産取得税の住宅を新築する際の特例措置の内容でございます。新築住宅用の土地の取得について、一定の要件を満たす場合には、土地の取得に対する不動産取得税から住宅の床面積の２倍までの税額と４５，０００円のいずれか高い額が減額される制度となっております。例えば、１００平方メートルの土地の上に１００平方メートルの住宅を新築した場合、住宅の床面積の２倍ですので、２００平方メートルまで控除できます。結果として、土地に対する不動産取得税はかからないと、こういった仕組みになっております。

今回の税制改正の背景でございますけども、国の住生活基本計画を踏まえまして、安心安全な住まいの実現をする観点から、土砂災害特別警戒区域等の危険な地域に対しては、税を軽減することで住宅の新築を誘導する税制を講ずるべきではないという考えの下、見直しが行われたものでございます。

また、税制改正に伴う影響額でございますけども、約４，０００万円の増収を見込んでいるところでございます。

【付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

渡辺委員

私からは、第９１号議案について３点質疑させていただきます。

まず１点目ですけれども、学校部活動の地域展開を進めるために、指導者育成１，８５４万５千円ということで、指導者不足の解消を目的とされていますけれども、今回のこの補正により、何人の指導者育成を目標としているのかお伺いいたします。

２点目ですけれども、指導者の育成だけではなくて、育成した人材が実際に地域クラブに定着することが大変重要と考えますけれども、研修を受けた人が実際に地域クラブ活動に配置されて継続的に活動できる仕組みについて、県はどのように設計しているか、お伺いします。

３点目ですけれども、部活動の地域展開では、市町村で受皿の厚みに差が出ると思いますが、地域間格差を生まないため、県としてはどのような対応を考えているのか、お伺いいたします。

スポーツ振興課長

まず１点目、何人ぐらいこの事業で育成するのかについてでございます。学校部活動地域展開に係る国のガイドラインでは、先ほど申し上げたとおり、令和１０年度までに全て

の市町村が部活動地域展開に着手することとされております。まずは、これを達成することを目指したいと思っております。これを達成するため、この事業では、令和１０年度末までの３年間で１，０００人の指導者を育成することを目指しているところでございます。

続きまして２点目、定着していくためにどのように取り組んでいくかというところでございます。指導者の定着のため、地域クラブにおける好事例の共有ですとか情報提供を通じて、まず、指導者が継続的に活動できる環境づくりを後押ししていきたいというふうに考えております。また、定着に向けては、指導者が活動経験を積みながら、常に指導力を高めていくことが重要と考えております。そのため、研修についても、単発で終わらせるのではなく、例えば、研修終了後、一定期間が経過した指導者に再度受講させるなど、学び続ける姿勢を指導者に促し、質の向上についても併せて継続的に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして３点目、地域間格差についてでございます。国のガイドラインでは、部活動地域展開の責任主体を市町村としております。これは、市町村が、今ある地域資源をどう活用して進めるか、それぞれの地域の実情や地域の強みを生かして、市町村が主体的に地域展開をすることが求められており、各市町村において特徴や進捗が異なってくるものというふうに考えております。一方、市町村が共通の課題として指導者の確保を挙げていることから、広域自治体として、地域のスポーツ指導者育成を本事業で行うことで、各市町村の取組を後押しし、進むように支援していきたいというふうに考えております。

渡辺委員

再質問させていただきたいと思います。

まず２点目なのですが、指導者が実際に地域クラブへ定着するための仕組みとして、指導者が継続して活動できる環境づくりを後押しという御答弁があったのですが、具体的にどういう取組なのか。また、研修した受講者が地域で活動している状況を追跡する仕組みはあるのか、お伺いいたします。

３点目の再質問ですけれども、市町村で格差があるという話ですけれども、その辺りのどこが足りていないとか、そういった状況は県の方でも把握して、そういう市町村からの声などを把握しているのかどうかということを再質問いたします。

スポーツ振興課長

どういう取組かというところですが、地域クラブの中では指導者の方が定着して継続的に取り組んでいるところも既にございますので、そういったところのやり方などを普及していくというところが一つ考えられるのかなというふうに思います。追跡につきましては、今後、好事例などを調査していく中で、どういったものがあるかを見ていきたいと考えております。

次に、地域間格差を把握しているかというところでございます。現在、休日の地域クラブ活動に着手している市町村が、さいたま市を除きまして６２市町村中２９市町村で行われていることになっております。まだ半分の市町村が着手にも取り組めていないという状況ですので、まずは、着手できるように取組を支援していきたいというふうに思います。どういう点が足りていないかというところでございますけども、やはり、指導者の不足が大きな原因として挙げられているのかなというふうに考えております。

金野委員

同じく、地域スポーツクラブ活動支援事業について、何点かお伺いいたします。

育成プログラム開発とのことですが、技術面での指導力向上の支援も含むのか、お伺いいたします。
約１，８００万円の予算となっていますが、育成プログラム開発と研修の費用の内訳についてお伺いいたします。
今後、育成プログラムと研修を行う事業者を委託することになるのか、その募集内容や選定要件についてお伺いいたします。
最後に、地域スポーツクラブ等とありますが、今回は運動部だけではなく、文化部なども全て含むのかお伺いいたします。

スポーツ振興課長
まず、技術面での指導力向上の内容が含まれているのかという点でございます。個別のスポーツごとの技術力向上の面というのは含まれておりませんが､ガイドラインの中では､生徒とコミュニケーションを十分に取った上での指導という点と、生徒の発達段階に応じた科学的な指導などの内容が含まれているところでございます。
続きまして、１，８００万円の内容でございますが、事業費は全て委託料となります。１，８５４万５千円が委託料となっております。委託業務の内容といたしましては、動画コンテンツの制作、動画視聴及び認定書発行システムの構築、集合研修の実施、その他、運用に伴う対応業務として一式となっております。
続きまして、募集内容ですとか選定要件についてでございます。企画提案方式による募集を行いたいというふうに考えております。また、選定要件としては、先ほどの動画コンテンツ作成などの技術を持っているということが一つでございますけども、各競技団体とも連携が図られますよう、６３市町村のスポーツ協会ですとか、４７の競技団体を統括している県スポーツ協会との連携などを要件に検討していきたいというふうに考えております。
最後、文化部は対象になるのかということでございます。今回、開発するプログラムの内容は、スポーツに限るものではなく、学校部活動の地域展開に携わる指導者として知っておかなければならない内容としております。そのため、研修の内容は運動部も文化部も共通するものであるため､文化芸術活動の指導者も受講可能というふうに考えております。

金野委員
再質問させてください。研修についてなんですけれども、先ほど渡辺委員の御質問の中でも、３年間で１，０００人の育成を目標という御答弁がございました。今後、４７のスポーツ協会とも連携して進めていくということでしたが、実際に、研修はいつぐらいに何人ぐらいを対象にして行って、参加の呼び掛け方について、県として想定しているものがあれば教えてください。

スポーツ振興課長
プログラムの開発を１２月までに準備したいと今年度、考えておりまして、１月から３月の間で研修を実施したいというふうに思っております。今年度は４００人を対象に研修を実施したいと思っておりまして、参加の募集については、県からの広報もありますけども、市町村と関わる事業となりますので、市町村に依頼して研修の募集などを行っていきたいと思っております。

蒲生委員

１点質問させていただきます。第９１号議案、地域スポーツクラブ活動支援事業についてなのですが、基本的な指導者の育成確保を図るものというふうにありますが、県全体を見たときに、市町村によって、地域スポーツクラブ、また、民間クラブ、運動施設など、既存のリソースが乏しい市町村も、当然、差があるのではないかと思っていまして、できる種目も限られる地域も出てくると思うのですが、この地域による格差について、県はどのように対応していこうと思われているのか、そこの点についてお聞きします。

スポーツ振興課長

国は、地域展開の理念を部活動の教育的意義の継承と新たな価値の創出としておりまして、それぞれの市町村が主体的に、地域の実情に応じた、限られた資源を生かしながら、例えば、これまで部活動では体験できなかった新たなスポーツも提供するなど、柔軟な対応が求められていると考えているところでございます。県におきましても、令和５年度から実施している実証事業では、地域スポーツクラブだけではなくて、民間企業ですとかスポーツ少年団、プロスポーツチームなどにも学校部活動の受皿として中学生を入れていただいておりまして、それぞれの団体の強みを生かしまして、例えば、新たなスポーツとしても、ボウリングやボッチャやスナッグゴルフなど、既存の種目にこだわらない様々な種目にも取り組んでいるところでございます。市町村への支援は教育局が中心となって行っているところでございますが、これまでの実証事業の取組を生かしまして、地域の実情に応じた受皿づくりがそれぞれの地域で進められますよう、今後も教育局とも連携して市町村を支援していきたいというふうに考えております。

蒲生委員

再質問します。基本的には地域の資源を生かしてということだと思うのですが、例えば、近隣の市町村とか、そういう地域に、こちら側にはなくて、こちら側にはクラブがあるとか、そういうことも含めた上で、総合的に参加できる形を取ったりすることもあり得るのか。完全にその地域資源だけの受皿でということになると、体験したいこどもたちがいた場合に、自分の地域だけに限定して、ほかもやってみたいなという人も出てくるのではないかと思うのですが、そういう点を含めて、県側としては何か対応ができるのでしょうか。

スポーツ振興課長

基本的には、市町村が主体となってやることとなりますけども、例えば、地域を越えて取り組んでいる団体などもございますので、そういった事例を広く進めるなど、市町村側にもそうですけども地域クラブ側にも、そういった取組ができないかというのは今後、展開を広めていければというふうに思っております。

城下委員

名称を見ると、地域スポーツクラブ活動支援事業なので、スポーツオンリーかというふうにどうしても受け止めてしまうのですが、今の質疑の中で、文化芸術も対象になっていくということが分かりました。そういう意味では、蒲生委員の質疑の中でも、市町村の資源を生かしてということがメインだということですので、そういった部分で、例えば、所沢も文化芸術団体とかいろいろありまして、単体、所沢市完結ではなくて、近隣の４市とか５市とかの文化芸術の皆さんと連携しながら、特に、これから担うこどもたちに、もっとそういう技術を伝えたいという思いを結構頂いています。正にその部分が今回の事業と、

私は合致するのかなというふうに思ったのですが、そういった調整というのは、市町村が主体的にやるわけですよね。先ほど、１月から３月まで４００人予定ということなのですが、その人数も、市町村がそれぞれ人数を、うちは何人とか手上げにしていくのか、あるいは、県の方から何人何人という形で配分していくのか、その辺をちょっと確認したいというふうに思います。

スポーツ振興課長
　市町村に割り当てて何人ということではなくて、受けたい方が受けられるような取組をしていきたいというふうに考えております。

城下委員
　受けたい人、なかなか難しいなということを聞いて思ったのですが、やはり、そこをきちんと目標を持ってやっていかないと、せっかくの予算でせっかくの内容なので、教えたい側と、やはり、人が指導したくてもできない現場の実態というのがあるので、そこを調整してつなげていくのが、私は県だと思います。やはり、受け身ではなく積極的にやるべきではないかと思うのですが、その辺いかがですか。

スポーツ振興課長
　今後、地域スポーツクラブの認定制度について、市町村がクラブを認定することになります。認定するためには、指導者が決められた研修を受けているというのが前提になります。そのため、そこを目指して研修を行うことになりますので、そのような地域クラブを作っていくための人材の育成ということで、単純に研修を受けるだけということではなくて、そういったところにつながるように取り組んでいくことになります。

水村委員
　私からも、第９１号議案、地域スポーツクラブ活動支援事業についてお伺いをしたいと思います。指導者の育成プログラム開発及び研修についてなのですが、どのような指導者をどういったカリキュラムで育成するのか、そのイメージ像というのを教えていただきたいと思います。スポーツというのは、やはり、心技体のバランスが大事だと思います。ただ単に勝てば良いとか、技術が向上すれば良いというだけではなくて、フェアプレーの精神ですとか礼儀、相手を思いやる気持ち、そういった心の部分も大事だと思いますし、多感な中学生を支える心のケア、そして、安全管理を含めて、そういったスキルも身に付ける必要があると思いますけども、現状の課題認識と今後の見通しについてお伺いします。

スポーツ振興課長
　どのような指導者をどのようなカリキュラムで育成するのかという点でございますが、地域クラブ活動では、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承することが期待されているところでございまして、地域クラブ活動指導者は、一定の教育的知見を身に付ける必要があると考えております。令和７年１２月に策定された国のガイドラインでは、教育的見地などを踏まえた研修メニューが例示されておりまして、本事業は、国が例示した研修メニューに準拠した研修プログラムを開発する予定でございます。主な内容といたしまして、中学校段階での生徒の特徴や配慮事項ですとか、女子生徒の健康課題や障害のある生徒への配慮といった生徒への理解や、指導する上での心構え、そして、事故防止ですとか事故対応などの安全管理などが含まれているところでございます。なお、研修プログラム開発

に当たっては、こういう教育的視点が多分に含まれていることから、教育局と連携して、プログラムの作成に取り組んでいきたいと思っております。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（私立学校における校外学習の内容と目的について）】

木下委員

２０２６年３月１６日の午前に沖縄県名護市の辺野古の沖で、同志社国際高校の生徒らが乗った小型船２隻が高波を受けて相次いで転覆・浸水し、２人が亡くなられるという、本当に悲しい事故がありました。これに関連し、文部科学省は２０２６年５月に、同校の基地移設に関する学習内容が教育の政治的中立性を定めた教育基本法第１４条に違反すると、初めて認定・指導したという現実がございます。こうした状況を受けまして、教育の政治的中立性が保たれているか確認するため、埼玉県の私立学校における校外学習の内容と目的について総務部としてどのように把握しているのか、３点伺わせていただきます。

１点目、私立学校の校外学習の行き先、その内容について、どのように把握をされていますでしょうか。

２点目、その内容について、それぞれの学校内でどのような協議・取組をしていると把握していますでしょうか。その協議については、総務部として何らかの指針を示しているのかどうか、お聞かせください。

３点目、過去の校外学習に関して、総務部として、政治的に偏向していると見られるような事例はあったのかどうか、答弁をお願いします。

学事課長

まず１点目、私立学校の校外学習の行き先、その内容についての把握でございます。修学旅行等につきましては、私立学校事務の手引きで定める様式により、毎年県に報告をしていただくよう、各学校に依頼しております。届出の報告内容により、修学旅行の目的や目的地、日程等について把握をしている状況でございます。

２点目の御質問です。その内容について、学校内でどのような協議、取組をしていると把握しているのかでございますが、校外学習につきましては、安全の確保等について国からの通知等に基づいて徹底するよう、適宜、各学校にはお願いしております。そのような通知に基づいて、各私立学校において自主的に適切に協議等が行われているものと理解をしておりますが、それぞれの詳細については、県では把握をしておりません。また、その協議について、総務部学事課の方から個別具体的な指針というものは、お示しはしておりません。

最後、３点目でございます。過去の校外学習に関して総務部として政治的に偏向していると見られるような事例はあったかでございますが、先ほど申し上げた各学校からの届出の内容を確認する限り、本県の私立学校の校外学習において、政治的に偏向していると判断されるような事例は確認されておりません。